

独立行政法人国際交流基金職員退職手当規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第7号

改正	平成 18 年 12 月 1 日	平成 18 年度規程第 25 号	平成 28 年 3 月 23 日	平成 27 年度規程第 68 号
	平成 18 年 12 月 1 日	平成 18 年度規程第 26 号	平成 30 年 3 月 8 日	平成 29 年度規程第 32 号
	平成 25 年 9 月 18 日	平成 25 年度規程第 21 号	平成 30 年 3 月 8 日	平成 29 年度規程第 33 号
	平成 27 年 8 月 31 日	平成 27 年度規程第 30 号		

(総則)

第 1 条 独立行政法人国際交流基金(以下「基金」という。)の職員(職員とは、独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第26条の規定により理事長が職員として任命した者をいう。以下同じ。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の種類)

第 2 条 退職手当は、退職金及び甲慰金とし、次の各号の区分により、これを支給する。

- (1) 職員が解雇され、又は退職したときは、退職金とする。
- (2) 職員が死亡したときは、退職金及び甲慰金とする。

(退職手当の受給者)

第 3 条 退職手当は、職員が解雇され、又は退職したときは、その者に、職員が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第 4 条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職したとき。
- (2) 懲戒による免職を受けたとき。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇されたとき。

2 職員が退職後在職中の職務に関し、懲戒による免職を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。

(退職金の額)

第 5 条 退職金の額は、次条の規定により計算した退職金の基本額に、第5条の3の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(退職金の基本額)

第5条の2 退職金の基本額は、職員が解雇され、退職し、又は死亡した日におけるその者の本俸月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、各号の合計額が、本俸月額の100分の5,500をこえるときは、本俸月額の100分の5,500とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
- (2) 勤続5年をこえ10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
- (3) 勤続10年をこえ20年までの期間については、勤続1年につき100分の180
- (4) 勤続20年をこえ30年までの期間については、勤続1年につき100分の200
- (5) 勤続30年をこえる期間については、勤続1年につき100分の100

(退職金の調整額)

第5条の3 退職金の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月(独立行政法人国際交流基金職員就業規則(平成15年度規程第8号)第33条第1項の第1号、第3号、第6号、第7号及び第9号の規定による休職、同規則第42条第1項第3号の規定による停職、育児休業等細則(平成15年度細則第51号)第2条第1項の規定による育児休業、同細則第11条の規定による育児短時間勤務その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(職務をとることを要する日の属する月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうち、その額が最も多い額から順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 53,350円
- (2) 第2号区分 48,500円
- (3) 第3号区分 46,800円
- (4) 第4号区分 42,550円
- (5) 第5号区分 13,610円
- (6) 第6号区分 10,210円
- (7) 第7号区分 8,480円
- (8) 第8号区分 0円

2 前項各号に定める職員の区分は、職務の職位の級等を考慮して、別に定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号

に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が5年未満のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち、自己都合退職者以外のもので勤続6ヶ月未満で退職したもの
零
 - (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年未満のもの 零
 - (5) その者の非違により退職した者 零
- （退職金の増額）

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、第5条の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じ、解雇され、退職し、又は死亡した日における本俸月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職に堪えず退職したとき。
- (2) 在職中死亡したとき。
- (3) 組織の改廃若しくは定員又は予算の減少により退職したとき。
- (4) 前各号に準ずる特別の事由により退職した場合において理事長が特に増額の必要があると認めたととき。

2 職員が、前項に規定する場合のほか、勤続10年以上であって定年により退職したとき、又は15年以上であって退職した場合において、職務上特に功労があったと理事長が認めたとときは、第5条の規定により計算して得た額に、退職した日における本俸月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

（退職金の減額）

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合において、第5条の規定により計算して得た額から、当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良のため解雇されたとき。
- (2) 第4条第1項第2号又は第3号に規定する事由に準ずる事由により退職したとき。
- (3) 自己の都合により退職したとき。

2 職員が前項各号の一に該当することにより解雇され、又は退職した場合において、その者の勤続期間が3年未満であるときは、前項の規定により計算して得た額から、当該金額に100分の30以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

(減額の特例)

第8条 職員が、通産関係独立行政法人厚生年金基金又は経済産業関係法人企業年金基金(以下「年金基金」という。)の加入員である期間(以下「加入員期間」という。)が15年以上で退職又は死亡した場合は、第5条の規定に基づく退職手当の額から、加入員期間を勤続期間とみなして第5条の2の規定により算出した額(以下「対象額」という。)に、その加入員期間に応じ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。この場合において、対象額算出の基礎となる本俸月額が年金基金の標準給与の最高限度額をこえるものについては、その最高限度額をもって本俸月額とする。なお、退職又は死亡した月の前月(退職又は死亡した日が月の末日である場合には当月)以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職又は死亡した月の前月(退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

(1) 加入員期間が15年の場合 100分の1.5の割合

(2) 加入員期間が15年をこえ30年までの場合 100分の1.5に15年をこえる加入員期間1年につき100分の0.1を加えた割合

(3) 加入員期間が30年をこえる場合 100分の3.0の割合

2 前項の規定にかかわらず、年金基金の加入員であったことにより既に退職手当の減額を受けた者に対し退職手当を支給する場合において、当該退職手当の額から減額する額は、加入員期間を勤続期間とみなした期間について、前項の規定により算出した減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、対象額算出の基礎となる本俸月額が年金基金の標準給与の最高限度額をこえるものについては、その最高限度額をもって本俸月額とする。

(1) 支給する退職手当の額の算出の基礎となる本俸月額に基づいて、既に減額を受けた加入員期間について算出される対象額

(2) 既に減額を受けた加入員期間に対応する前項各号の割合

3 本条の規定による減額は、支給する退職手当の額をもって、限度額とする。

(起訴中に退職した場合の退職金の取扱い)

第9条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、第5条から前条までの規定により計算して得た額をその者の退職金として支給する。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差し止め)

第10条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適切かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 理事長は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、外務大臣に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

6 前各項に規定するもののほか、退職手当の一時差止処分に関し必要な事項は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定を準用する。

(退職手当の返納)

第11条 理事長は、退職した者に対し、退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(勤続期間の計算)

第12条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が基金の職員となった日の属する月から解雇され、退職し、又は死亡した日の属する月までの年月数による。

2 勤続期間のうち、休職月等が1以上あるときは、当該期間の2分の1に相当する期間(1月末満の端数があるときは、これを切りすてる。)を、前項の規定により計算して得た勤続期間から除算する。

3 勤続期間に1年末満の端数があるときは、月割をもって計算する。

4 第4条第1項第1号に規定する勤続期間については、第1項の規定にかかわらず、その者が基金の職員となった日から、解雇され、退職し、又は死亡した日の前日までの満月数による。

(勤続期間計算等の特例)

第13条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて、国、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)

又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため、退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として、在職(その者が、更に引き続き、当該国家公務員等以外の、他の国等の機関に係る国家公務員等として、在職した場合を含む。)した後、引き続いて、再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から、後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて、職員となるため、退職し、かつ引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて、国家公務員等となった場合、又は前項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて、国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

4 職員を、国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。

5 国等の機関に使用される者が、その身分を保有したまま、引き続いて、職員となった場

合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(弔慰金の額)

第14条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における本俸月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第15条 退職手当は、法令等の定めるところにより控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合はこの限りではない。

3 前項の規定に拘らず、職員が独立行政法人国際交流基金嘱託実施規程(平成15年度規程第87号)等により、退職後引き続き嘱託等の身分で基金に雇用され、かつ、引き続き海外で勤務する場合において、職員本人から基金への申出があった場合には、退職手当の支給時期を、当該職員の海外における勤務が終了した日から起算して1月以内とする。この場合、退職手当の額は、第3条により職員としての地位を失った時点において算出した額とし、嘱託等の身分で雇用された期間については退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まない。

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第3条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分に支給する。

(端数の処理)

第17条 この規定の定めるところによる退職金及び弔慰金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第18条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則 (平成15年10月1日 平成15年度規程第7号)

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年10月1日に解散の登記をした国際交流基金(以下「旧法人」という。)の職員であって、引き続き、この規定の適用を受ける職員となった者に係る第12条に規定する勤続期間の計算については、旧法人の職員であった期間を通算する。

附 則 (平成18年12月1日 平成18年度規程第26号)

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月18日 平成25年度規程第21号)

- 1 この規程は平成25年9月18日から施行し、平成25年9月1日から適用する。
- 2 平成30年3月7日までの間、第5条の2の規定に基づく退職金の基本額は、同条の規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とし、第8条の「対象額」は、同条の規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とする。
- 3 平成30年3月7日までの間、第6条の規定に基づく退職金の増額は、同条の規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の「100分の87」とあるのは、平成25年9月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

5 平成30年3月8日より当分の間、第5条の2の規定に基づく退職金の基本額は、同条の規定により算出した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、第8条の「対象額」は、同条の規定により算出した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 平成30年3月8日より当分の間、第6条の規定に基づく退職金の増額は、同条の規定により算出した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則 (平成27年8月31日 平成27年度規程第30号)

1 この規程は平成27年8月31日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金職員退職手当規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成27年4月1日か

ら適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金職員退職手当規程の規定に基づいて支給された退職手当は、改正後の規程の規定による内払いとみなす。

附 則（平成28年3月23日 平成27年度規程第68号）

この規程は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平成30年3月8日 平成29年度規程第32号）

この規程は、平成30年3月8日から施行する。

附 則（平成30年3月8日 平成29年度規程第33号）

この規程は、平成30年3月8日から施行する。